

津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月30日（木）午後2時42分から

2. 開催場所 津別町役場 2F 大会議室

3. 出席委員（10人）

会長	11番	巴 敏 博
委員	1番	川瀬 保 子
	2番	安 部 仁
	3番	青山秀樹
	4番	小林 正 弘
	5番	嶋田 治 仁
	6番	乃村 浩 繼
	7番	松田 耕 治
	8番	五島 栄 一
	9番	上野 安 男
	10番	細川 幹 生

4. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報告第21号 農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
- 第5 議案第35号 賃貸借の合意による解約について
- 第6 議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 石川 勝己
事務局係長 宮田 望

6. 会議の概要

事務局長：ただ今から令和7年第10回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますので、よろしくお願ひいたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長： 現地研修おつかれさまでした。日に日に寒さが増しております。農作業残っているかと思いますので気を付けて作業していただきたいです。また雪がいつふってもおかしくないような状況ですが、国では新しい総理大臣、農政大臣になり、米の増産等政策が変わってきており、我々の生活にも影響があるかもしれません。新しい大臣の政策が我々にとってよいものになってほしいと思うところです。それでは議事に入りたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

議長： ただいまの出席委員は、10名です。

津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数に達していますので、会議は成立いたしました。これより本日の会議を開きます。

議長： 日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、議事録署名委員に5番 嶋田委員、6番 乃村委員を指名いたします。

議長： 日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないと認め、会期は本日1日といたします。

議長： 日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長： 諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処理に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承願います。

議長： 日程第4 報告第21号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局： 報告21号「農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」ですが、今回確認したのは全部で10件で、法人の一覧は記載のとおりです。要件については、すべて適となっております。以上です。

議長： 報告が終わりました。

報告第21号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

【ありませんの声】

議長： 質問等がないようですので
報告第21号については、報告のとおりご了承願います。

議長： 日程第5 議案第35号「賃貸借の合意による解約について」

事務局： 議案第35号「賃貸借の合意による解約について」を説明します。
賃貸借による合意解約です。

番号15

賃貸人 ●●

賃借人 ●●

土地の所在 活潑●● 計17筆 地目 畑

合計面積 ●●m² 種類 貸借権

内容 普通畠

始期 令和6年12月1日 終期 令和16年11月30日

全契約地 ●●m²

合意が成立した日 令和7年9月25日

次頁に該当地の航空写真を添付しております。ご確認ください。

説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。
議案第35号について、質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑終結します。
これより議案第35号について採決します。
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長： 日程第6 議案第36号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

て」

を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案第36号「農用地利用集積等促進計画（案）の決定について」を説明させていただきます。

所有権移転

番号 2 1

移転をする者 ●●

移転を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 沼沢●● 計 21 筆 地目 畑、牧場

合計面積 ●● m² 移転種類 所有権 内容 普通畠

移転時期 公告日

対価 ●●円

当事者間の法律関係 売買 となっております。

番号 2 2

移転をする者 ●●

移転を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 岩富●● 計 1 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 所有権 内容 普通畠

移転時期 公告日

対価 ●●円

当事者間の法律関係 売買 となっております。

番号 2 3

移転をする者 ●●

移転を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 高台●● 計 1 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 所有権 内容 普通畠

移転時期 公告日

対価 ●●円

当事者間の法律関係 売買 となっております。

賃貸借

番号 2 4

利用権を設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 活汲●● 計 5 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和7年1月14日終期令和12年8月14日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 25

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 上里●● 計1筆 地目 畑

合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和7年1月12月1日 終期令和12年1月30日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 26

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 25 と同じです。

番号 27

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 共和●● 計1筆 地目 畑

合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和7年1月12月1日 終期令和12年1月30日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 28

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 28 と同じです。

番号 29

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 達美●● 計1筆 地目 畑

合計面積 ●●m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和7年1月12月1日 終期令和12年1月30日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 3 0

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 2 9と同じです。

番号 3 1

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 大昭●● 計 2 3 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 3 2

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 3 2と同じです。

番号 3 3

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 共和●● 計 4 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 3 4

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 3 3と同じです。

番号 3 5

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 恩根●● 計 1 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●●円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 3 6

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 3 6と同じです。

番号 3 7

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 双葉●● 計 1 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 3 8

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 双葉●● 計 7 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 3 9

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 双葉●● 計 2 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 貸貸借 となっております。

番号 4 0

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 双葉●● 計 10 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 2 月 1 日 終期令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 4 1

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 ●● 計 6 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 月 2 日 終期令和 12 年 1 月 30 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 4 2

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 4 1 と同じです。

番号 4 3

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 最上 ●● 計 2 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 賃借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 月 2 日 終期令和 12 年 1 月 30 日

借賃 ●● 円

当事者間の法律関係 賃貸借 となっております。

番号 4 4

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 4 4 と同じです。

使用貸借

番号 4 5

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 活汲 ●● 計 15 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 使用貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 1 月 2 日 終期令和 17 年 1 月 30 日

当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

番号 4 6

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 4 4 と同じです。

番号 4 7

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 活汲●● 計 18 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 使用貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 12 月 1 日 終期令和 17 年 11 月 30 日

当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

番号 4 8

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 4 7 と同じです。

番号 4 9

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

所有権移転する土地 所在 活汲●● 計 10 筆 地目 畑

合計面積 ●● m² 移転種類 使用貸借権 内容 普通畠

始期令和 7 年 12 月 1 日 終期令和 17 年 11 月 30 日

当事者間の法律関係 使用貸借 となっております。

番号 5 0

利用権の設定をする者 ●●

利用権の設定を受ける者 ●●

以下番号 4 9 と同じです。

次頁以降に該当地の航空写真を添付しております。

説明は以上です。

議長： 説明が終わりました。

議案第 36 号については、21 番から 50 番まで 30 件ございますが、うち 41 番については ●● 委員が議事参与の制限の対象となりますので、先に 41 番を除く 29 件についての質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。これより議案第36号のうち、41番を除く29件について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第36号のうち41番を除く29件については原案のとおり可決することに決定いたします。

次に41番の質疑となります。●●委員が津別町農業委員会総会会議規則第15条の議事参与の制限の対象となりますので、一旦、退席願います。

[●●委員退席]

それでは議案第35号のうち41番についての質疑を求めます。

【ありませんの声】

議長： 質疑を終結します。これより議案第36号のうち41番について採決します。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長： 異議ないものと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたします。

※協議事項→協議内容別紙記載

議長： 以上で本日の総会に提案した案件はすべて終了いたしました。これにて本日の総会を終了いたします。本日はどうもご苦労様でした。

(終了 午後3時36分)